

区分：

号機	7号機	
件名	運転上の制限逸脱ならびに復帰について	
不適合の概要	<p>平成 21 年 5 月 11 日午前 6 時 43 分、起動中の当所 7 号機において、原子炉隔離時冷却系<sup>*1</sup>の起動試験を実施したところ、圧力抑制室の水位が通常の範囲を超えたため、保安規定で定める「運転上の制限」<sup>*2</sup>を逸脱いたしました。その後、水位低下操作を行い、午前 6 時 51 分に運転上の制限内に復帰いたしました。</p> <p>また、午前 6 時 53 分頃、原子炉隔離時冷却系が通常の操作で停止できない事象が発生したことから、現場操作により原子炉隔離時冷却系を停止させました。原因調査のため一時的に待機除外にしたことから、「運転上の制限」を逸脱いたしました。その後、原子炉隔離時冷却系を待機状態に復帰させたことから、午前 7 時 31 分、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。</p> <p>なお、環境への放射性物質の放出はなく、放射能の影響はありません。</p> <p>* 1 原子炉隔離時冷却系 何らかの原因により、通常の原子炉給水系が使用不可となり、原子炉水位が低下した場合等において、原子炉の蒸気を駆動源にしてポンプを回し、原子炉の水位確保および炉心の冷却を行う系統。なお、本系統は非常用炉心冷却系である。</p> <p>* 2 運転上の制限 保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。</p>	
安全上の重要度 / 損傷の程度	<p>&lt; 安全上の重要度 &gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p>&lt; 損傷の程度 &gt;</p> <p>法令報告要 法令報告不要 調査・検討中</p>
対応状況	今後、原因について調査いたします。	